

助成事業実施にあたっての注意点

- 「助成金交付決定通知書」「事務の手引き」と「助成金募集要項」には、助成金のお支払いまでの手続きに必要な内容が書かれていますので必ずお読みください。
- これから実施される助成事業は、助成金申請のとおりに行っていただく必要があります。ご判断に迷われたときは、必ずご発注・設置の前に、事務局へご相談ください。

特にご注意頂きたい点

助成金手続きにおいて、特に間違いやすい内容を以下に記載いたしますので、ご注意ください。
お間違えがあると、**助成対象外となり一部又は全部の助成金がお支払いできません。**

- ①委託事業者への**発注・契約・申込を助成対象期間開始日より前に行った**場合
- ②委託事業者からの**納品・請求、委託事業者への支払いが助成対象期間終了日までに完了しなかった**場合
- ③**1 契約あたり税抜10万円超の支払いを現金**で行った場合
尚、1点あたり税抜10万円以下であっても、同一の購入先から複数の商品を購入した場合は、1 契約とみなします
- ④**クレジットカード払いで、カード会社からの引き落としが助成対象期間終了日までに完了しなかった**場合
- ⑤**申請者名義と異なる名義の銀行口座、クレジットカードで支払いを行った**場合
法人：助成事業者名義の法人カードで支払いをしてください
個人事業主：代表者の個人カードで支払いをしてください
- ⑥**実施計画にない取り組みを行った**場合
変更する場合は、あらかじめ公社に変更の申請を行い、承認を得る必要があります
モデルチェンジや同等品への変更の場合は、設置前に事務局へご相談ください
- ⑦**工事前の写真を撮り忘れた**場合
工事前の写真は、撮り忘れのないようお気を付けください

実績報告書類の審査に際し、公社職員等が助成事業の実施場所を訪問し、
購入物、工事等の**現地確認**、経理関係書類の**原本照合**を行います。

交付申請時の実施計画から変更が発生する場合や、取組実施にあたっての不明点は、
下記お問合せ先へご連絡ください。

【お問合せ先】

中小企業の経営安定化に向けたエネルギー自給促進事業 事務局
TEL 03-5244-4281（受付時間：平日 9：00～16：30）